

公益財団法人埼玉県体育協会
埼玉県スポーツ少年団

ソフトテニス部会

規 約

平成27年5月

<http://www.maroon.dti.ne.jp/ssst/>

「まず参加 たのしくスポーツ みんなが主役」

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、公益財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ少年団ソフトテニス部会（以下本会という）と称する。

第2条 本会の実務遂行機関として指導者協議会を設ける。

第3条 本会は、事務局を後述の委員長宅におく。

第2章 目的及び事業

第4条 本会は、ソフトテニスの資質の向上を図るとともに、指導者相互の連帯を深め、併せて健全なるスポーツ少年団の育成発展に寄与することを目的とする。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 県大会に関すること。
- 2 講習会、研修会に関すること。
- 3 指導者の育成に関すること。
- 4 指導者相互の親睦、交流に関すること。
- 5 その他、本会の目的達成に必要なこと。

第3章 組 織

第6条 本会は、公益財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ少年団に登録した単位団によって構成する。

第7条 本会の指導者協議会は、公益財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ少年団に登録した指導者によって組織する。

第4章 役 員

第8条 本会の役員は、指導者協議会に属する者とし、以下の役職をおく。

委員長	：	1名	副委員長	：	若干名
事務局長	：	1名	委員	：	<u>各登録単位団より1名</u>
書記	：	1名	会計	：	1名
監事	：	2名			

第9条 委員長、副委員長は総会で選出する。

- 2 委員長は、会を代表して会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは、欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により副委員長がその

職務を代理する。

第10条 事務局長は、委員会の決議により委員長が委嘱する。

2 事務局長は、常務を掌理する。

第11条 委員は、登録単位団から1名を選出する。

2 ただし、委員長、副委員長に就任した団は新たに委員を選出する。

3 委員は、会務を掌理する。

第12条 書記は、委員会の決議により委員長が委嘱する。

2 書記は、会議録を掌理する。

3 また事務局長の指示により、本会の実務遂行に関係した文書の作成に従事する。

第13条 会計は、委員会の決議により委員長が委嘱する。

2 会計は、会計事務に従事する。

第14条 監事は、委員会の決議により委員長が委嘱する。

2 監事は、会務を監査する。

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第16条 総会は、本会の役員を以て構成する。

2 総会は、定期総会と臨時総会があり、定期総会は毎年5月開催とする。

3 臨時総会は、単位団の3分の1以上の要請があった場合または委員長が必要と認めた場合は速やかに開催する。

4 総会は本会の最高議決機関であって、委員長が招集してその議長となり、次に掲げる事項を審議する。

ア 予算及び決算

イ 事業計画及び報告

ウ 本規約で規定した事項

エ その他重要事項

第17条 委員会は、正・副委員長と事務局長、委員を以て開催する。

2 委員会は、委員長が招集し議長となる。

3 委員会は、本規約で規定した事項を審議する。

第18条 正・副委員長会議は、正・副委員長と事務局長を以て開催する。

2 正・副委員長会議は、事務局長が招集し議長となる。

3 正・副委員長会議は、本規約で規定した事項を審議し、方針を策定する。

第 19 条 会議は、定員の過半数の出席で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。

第 6 章 経 費

第 20 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- 1 補助金
- 2 寄付金
- 3 その他

第 21 条 本会の会計年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、翌年 4 月 30 日に終わる。

第 7 章 規 約 の 変 更

第 22 条 本会の規約改正は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を得て決める。

付 則

本規約は、昭和 61 年 11 月 15 日より施行する。

本規約は、平成 5 年 6 月 6 日より施行する。

本規約は、平成 18 年 5 月 4 日より施行する。

本規約は、平成 24 年 5 月 5 日より施行する。

(本規約は、平成 26 年 5 月 5 日より施行する。)